

# 国民健康保険

(国民健康保険法)

## 【令和8年度予算のポイント】

### ① 子ども・子育て支援金の創設

i 子育て世帯を支える事業の財源として、令和8年度から「子ども・子育て支援金」を創設する。

\*花巻市国民健康保険税条例を3月定例会へ上程し、令和8年度当初予算に歳入及び歳出(納付金)を計上する

ii 税率は、岩手県示す標準税率を基に市で定めた。(下記、税率表参照)

### ② 国保税率改正

i 令和11年度に収支均衡予算とするために、令和7年度から毎年度1人当たりの税額を4,900円ずつ引き上げる税率見直しを計画としている。

令和8年度については、1人当たり4,900円の税額を引き上げるために、後期高齢者支援金分及び介護分について、所得割率を+0.1%、均等割額を+1,500円(介護分は+1,400円)の税率引き上げを見込んでいたが、本年度再検証した結果、所得の上昇により、従来分(医療分、後期高齢者支援金分、介護分)は令和7年度の税率を据置くこととした。

\*令和7年度の税率を据置いた上で、従来分+1,500円、新設分(子ども・子育て支援金分)+3,400円となる見込みである

### ③ 制度改正

i 賦課限度額の合計は109万円→110万円(+1万円)

\*医療分66万円→67万円(+1万円)、後期高齢者支援金分26万円(増減なし)、介護分17万円(増減なし)

### ④ 診療報酬改定(2年毎)

i 全体改定率+2.22%(本体+3.09% 薬価△0.87%)

\*令和8年度当初予算については、本体分の適用が令和8年6月診療分から適用のため、診療報酬の請求のある令和8年8月支払い分以降のものについて全体分の2.22%を加算し積算した。なお、薬価については令和8年4月診療分から適用となるが、レセプトから薬価分だけを抽出することが困難なことから積算上考慮していない。(6、7月分)

## 【税率表】

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども子育て支援分
所得割	6.5%	2.5%	2.0%	0.4%
資産割	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
均等割	16,500円	9,500円	7,900円	1,300円
平等割	16,300円	7,000円	7,800円	1,200円
軽減率	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割	7割・5割・2割
限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

	R6決算	R7当初予算	R7見込み(3月補正後)	R8予算(案)
加入者数	16,338人	15,614人	15,601人	15,090人
(加入率)	18.1%	17.6%	17.5%	17.2%
1人当たり医療給付費	374,560円	391,275円	391,528円	403,584円
1人当たり保険税	71,412円	74,561円	83,084円	87,389円
年度末基金残高	835,695千円	431,775千円	594,074千円	331,138千円

## 【予算の積算方法】

◎R7年度の1人当たり医療給付費に、花巻市の過去(R5~R7)の医療費の平均伸び率を乗じR7年度の1人あたり医療給付費を見込んだ。

◎さらに、R8年度の加入者(見込)数を掛け合わせて、R8年度の医療給付費を見込んだ。

◎保険税については、制度改正、所得の状況、

国保特会

令8予算(案)

① 加入者数	15,090人
② 医療給付費現年分	6,090,081千円
③ 1人当たり医療給付費 ②/①	403,584円
④ 保険税現年分	1,318,703千円
⑤ 1人当たり保険税 ④/①	87,389円

医療給付費

県 (普通交付金)

自己負担

自己負担  
(原則 3割)

※H30 都道府県化に伴い、医療費総額から自己負担を除いた給付費は、県交付金で賄われる。(国・支払基金の財源は県経由で納入される)(別途、保険料軽減分を補てんする保険基盤安定制度、財政安定化支援などの公費支援あり。)